

## 申請用写真及び持参写真のご案内

### 申請用写真及び持参写真のご案内

運転免許の各種手続で使用する申請用写真及び持参写真のご案内の条件等は次のとおりです。

申請用写真及び持参写真は、下記「免許写真判断基準」の全ての要件を満たす必要があります。

※ 運転免許センターに自動証明写真機（スピード写真機）がありますので、そちらで撮影したものでも使用できます。

### 免許写真判断基準

#### 適正写真

道路交通法施行規則の基準を満たしているもの

縦3センチメートル×横2.4センチメートル（国外運転免許証申請の写真サイズは、縦4.5センチメートル×横3.5センチメートル）

無帽（宗教上又は医療上の理由があるものを除く。）、正面、上三分身、無背景  
申請前6か月以内に撮影したもの

個人識別が容易にできるもの

運転免許証が適正に作成できるもの

宗教上、医療上の理由により帽子、布等を利用されている方にあっては、個人識別の容易性が確保される範囲において使用は可能です。

※ 写真専用紙以外で印刷したものは受付できません。

※ 持参写真として不適当なものはお断りする場合があります。

#### 運転免許証、運転経歴証明書の写真撮影について

運転免許センター及び警察署での写真撮影は係員が撮影します。

幹部交番等で出張方式による更新手続をされる方、持参写真で更新手続をされる方は、免許用写真1枚が必要となります。

#### 不適正な写真例

帽子をかぶっている

顔や目線が正面を向いていない

上三分身ではない（顔しか写っていない（近すぎ）、顔が小さすぎ（遠すぎ））

顔の輪郭や衣装などが背景と同化している  
背景等が写っている  
背景が壁紙の模様やカーテン模様、壁の木目などになっている  
目を細めたり閉じている  
目が髪などで隠れている  
眼鏡が光っていて目線が確認できない  
眼鏡のフレームが目にかかっている  
色の濃いサングラスをしている  
大笑いしているなど口を大きく開けている  
頭上に余白（3ミリメートル程度）がない